第４９回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第４８回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「裁判手続におけるデジタル技術の活用の現状等」

１　開催日時

令和７年７月７日（月）午前１０時００分から午後０時００分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室（説明、意見交換）及び２号法廷（実演）

３　出席者等

(1)　地方裁判所委員会委員

池田利伸、伊吹栄治（兼務）、岩田圭只、岡田登、小山恭子、清水博之、清水政秀、高橋正明、飛澤知行（兼務）、別所卓郎（５０音順・敬称略）

(2)　家庭裁判所委員会委員

伊藤昌博、伊吹栄治（兼務）、岩村史人、桑嶌洋平、島森眞知子、髙﨑優子、多田委代、田中健三、飛澤知行（兼務）、星光二、水越壮夫、森下智之（５０音順・敬称略）

(3)　裁判所（説明者）

本間雄治（地方裁判所首席書記官）、今井晋也（家庭裁判所首席書記官）、松村英樹（地方、家庭裁判所次席書記官）、葛西由布子（家庭裁判所次席家庭裁判所調査官）、餅井亨一（地方裁判所刑事訟廷管理官）、田上弘樹（地方、家庭裁判所事務局長）

(4)　庶務

澤田撤也（地方裁判所事務局総務課長）

４　議事概要

(1)　新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され、それぞれ挨拶をした。

(2)　前回委員会で出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

(3)　裁判所からの説明等（フェーズ１・フェーズ２について）

裁判所から、民事訴訟手続を中心とした裁判所におけるデジタル化の内容や進捗状況について説明を行った。

(4)　模擬ウェブ口頭弁論（実演）

２号法廷に移動し、担当者による説明の後、模擬ウェブ口頭弁論の実演（貸金返還請求事件の第１回口頭弁論期日という設定で、原告側は代理人弁護士が、被告側は被告本人がそれぞれウェブ会議で参加し、期日において話合いにより解決（和解成立）したというもの。１５分程度）を行った。

(5)　裁判所からの説明等（フェーズ３について）

第１会議室に移動し、民事訴訟手続における今後のデジタル化の予定について説明を行った。

(6)　裁判所からの説明等（家庭裁判所の手続・刑事手続のデジタル化について）

家庭裁判所の家事分野におけるデジタル化及び刑事手続におけるデジタル化について説明を行った。

(7)　意見交換

裁判所からの説明やウェブ口頭弁論の実演を振り返っての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(8)　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和８年１月２６日（月）午前１０時００分から午後０時００分まで

イ　議題

裁判所における防災対策について

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

（別紙）

報　告　要　旨

令和７年２月２７日に開催された前回の地家裁委員会では、「裁判所における経費の最適化について」及び「司法行政部門におけるデジタル化について」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。

同委員会において、「裁判所における経費の最適化について」では、印刷に係るコストを削減し、その分の経費を別の事業に充てたり、関係者の交通費の一部に充てることでモチベーションを維持しているといった事例を御紹介いただいたほか、裁判所がより利用しやすくなるために充実させるべき備品について、例えば受付や入口にデジタルサイネージのようなものを置いて、事前にどのような裁判が行われているかが分かるようになると、一般の方が来庁する機会に繋がるのではないかといった御意見をいただいた。

「司法行政部門におけるデジタル化について」では、裁判所とのやりとりをメールで行うためには、現状煩わしい手続が必要となっており、それが足かせになっているのであれば、そういうところを見直すべきではないか、デジタル化は、誰でも情報にアクセスできる大事な役割を持っているので、デジタル弱者への配慮をした上で、一般市民がどんどん情報にアクセスできるようなデジタル化を是非進めていただきたいといった御意見をいただいた。

メールでのやり取りのための手続は全国の裁判所共通の情報セキュリティポリシーがあるため、釧路地家裁限りでの見直しはできないものの、委員の皆様からいただいた貴重な御意見を踏まえ、今後も継続して検討し、経費の最適化や司法行政部門のデジタル化に活かしていきたい。

（別紙）

発　言　要　旨

委　員：　先ほど見た模擬ウェブ口頭弁論と同じような事案の裁判であれば、一般的には同じくらいの時間で終わるものなのか。

委　員：　公営住宅の家賃を滞納していてその明渡しを請求されている場合や、貸金業者から貸金の支払を請求されているような裁判において、被告本人が出頭し、支払わなければならないことは認めた上で、分割払を希望しているというような場合に簡単に話がまとまるというケースがないわけではないものの、先ほどの模擬ウェブ口頭弁論は、あくまでも模擬事例として設定したものであり、１回目の期日で解決するということはそれほど多くないと思われる。ただ、２回くらいの期日でまとまるということはそれほど珍しいものではない。

委　員：　先ほどの模擬ウェブ口頭弁論を見て、迅速に手続が進んでおり、すごく有効ではないかと感じた。また、フェーズ３のｅ提出についても、オンラインによる提出や申請は行政でも一般的になってきているので、どんどん進めていくべきだろうと思う。

ただ一方で、情報の流出という観点からは気になることがあった。これまでの裁判は、裁判が始まる前に報道機関がテレビカメラで撮影することはあっても、開廷したらカメラが入ることはなく、法廷画家の絵による報道がされるというものだった。刑事裁判についてはウェブになっても接続先が限られるので、それほど情報流出の問題は起きないだろうと思うが、民事事件については、先ほどの実演で見せてもらったとおり、開始前にカメラを回して周囲に誰もいないことを確認させた後に、カメラに映っていないところで他の人が入室しても分からないのではないかと感じた。案件によっては、外部に漏れて欲しくない話で訴えられているのに、ウェブで裁判をしたことで外部に情報が漏れてしまう危険がないとはいえないの

で、情報流出に対する対応がまだまだ必要なのではないかと思う。

委　員：　おそらく、そういう怪しい挙動をするおそれがある当事者の事案の場合は、そもそもウェブ弁論の方法は採らないという選択をすることになるかと思われる。他方で、弁護士が双方の代理人についている事案であれば、さすがに弁護士の職責として、隠れて配信をするような悪質なことはしないだろうという信頼は一定程度置けるためウェブ弁論で実施するというように、事案に応じて対応することになるのではないかと思われる。

委　員：　今の録音や録画のリスクに関連して、基本的に裁判は公開の法廷で行われており、密室では行われないものだと理解しているが、そもそもなぜ法廷での録音録画が禁止されているのか。

委員長：　現在、法廷における録画や録音は規則で禁止されており、これは録音録画による悪用を恐れているというところがあるのではないかと思う。今後ウェブ弁論が浸透していけば変わるかもしれず、現行の定めがどこまで続くかというのは、分からないところではある。

委　員：　おそらく、相当機微にわたる事柄が弁論の対象になることは民事事件でも刑事事件でもあると思われるので、傍聴だけでなく、公の場で放送される状態で裁判をすることは果たして適切なのかという配慮があるのかもしれない。今のところ、デジタル化に当たり、公開の法廷で行われた裁判の録音、放送も含めて議論されていることはないものの、これはまた別の問題として今後、議論が展開される可能性がないわけではないとも思われる。

委員長：　次に、ウェブ弁論の機器等のハード面について気付いた点等はあるか。

委　員：　一般に流通されているものを使うのが、更新時なども含めてコスト的には一番良いと思うので、そのようなカメラ、テレビ、モニターが整備されており、それを使ってウェブ弁論を実施するのはとても良いと思った。

通常の裁判の記録だと、発言した内容は文字の形でしか残らないと思う

が、Ｔｅａｍｓで口頭弁論を行った場合は、当事者の話している様子の映像が保管されるのか、それとも話した文言だけが記録化されるのか。

委員長：　現在の口頭弁論では、基本的には書記官が法廷で聞いた内容を文書の形で調書にして公証しているが、これはウェブ弁論になっても同じで、録画したり映像を保存しておくということは基本的にはない予定である。

次に、裁判手続のデジタル化によって、必ずしも裁判所に出向く必要はなくなり、当事者の方にとっては時間的、経済的な負担が軽減されるという面は当然あるかと思われるが、心理的な面ではいかがか。やっぱり法廷に行って、裁判官の前で発言したいという思いが強いのか、それとも、言いたいことさえ伝えられればウェブでもいいじゃないかということになるのか。

委　員：　前提として、当事者がウェブ弁論の希望をすれば、希望がそのまま通る形で運用されているのか。

委員長：　希望した方がウェブでの参加になることから、一方の当事者だけが希望すれば一方の当事者だけがウェブになるし、双方希望すれば双方ともウェブでの参加となる。

委　員：　相手方がウェブで参加するというのは事前に知らされるのか。

委員長：　そのとおりである。

委　員：　自分がちょっとウェブは嫌だなと思っていても、相手方が希望すれば、相手方はウェブで参加という状況が生まれるということか。

委　員：　基本的にはそのとおりだが、先ほど話にあったとおり、事案によっては当事者がウェブ弁論を希望していても、裁判所が相当ではないと判断した結果、通常の口頭弁論で実施される場合もある。

委　員：　ちょっと違う観点かもしれないが、デジタル化することによって、書記官等の事務がどれくらい軽減されるものなのかという点も注視すべきではないかと感じた。

委　員：　当事者にとっては、わざわざ裁判所に来庁しなくてもよいという点で大きなメリットがあるとは思うが、個人のパソコンとカメラを利用するとなると、やはりその点のリスクは確実に残るだろうと思う。

国税庁のデジタル化が国の機関では一番先に進んでいて、平成１６年から電子申告を実施しているが、全国的には所得税も法人税も約９０％が電子申告化されて、ほぼ頭打ち状態である。なぜかというと、高齢の税理士がどうしても電子化できないからである。裁判手続のデジタル化でも、弁護士に電子申請が義務付けられているが、デジタル化率を上げるために電子申請の義務化をどこまで拡大していくのかというのが難しいところではないかと思う。

なお、法人の設立等に必要な登録免許税はいまだにクレジットカードで支払うことができないが、相続放棄等の手続がデジタル化されていく中、手数料の納付方法はどのようになるのか。

説明者：　基本的にはペイジーというシステムを利用して、現金で電子納付してもらうことになる。

委　員：　それだと自分のパソコンで支払うことができず、結局銀行に行って入金しないと手続が完了しないということになってしまう。インターネットバンキングで支払えると言っても、世の中の人みんながインターネットバンキングに登録しているわけでもないので、やはりクレジットカードで支払えるようになるべきだと思う。

委員長：　代理人弁護士の立場としてはいかがか。

委　員：　Ｔｅａｍｓによるウェブ会議だと、次の期日の日程や、その間にやること、書面の提出期限も全てＴｅａｍｓに記載してもらえるので、事件管理の面では楽である。ただし、証人尋問に関しては、特に民事事件の場合、それぞれの代理人の事務所からウェブ会議で参加するというのはさすがに成り立たないだろうなと考えているので、実際に法廷に出頭し、そこで直

接話を聞いて真実を明らかにしていくということになると思う。

ウェブ会議のツールとして、民事訴訟ではＴｅａｍｓを、家庭裁判所の調停はＷｅｂｅｘを利用することになっているが、Ｗｅｂｅｘはたまにしか使わないのでどのように操作するか分からなくなってしまうことから、ツールを統一化してほしいという希望はある。

また、先ほど話にあった電子納付についてだが、何百万円という額を予納することになり、まずインターネットバンキングに登録しなくてはいけなかったり、限度額を引き上げなければならないなど、手続が逆に煩雑になり、最終的には納付書を送ってもらったということがあった。高額な予納金を納付することは滅多にないのだが、完全に電子納付に一本化されると実は逆に不便になることがあるということが分かったので、電子納付以外で納付できる方法も残してほしいと思う。

委員長：　当事者本人が自宅等からウェブで参加する場合、本人確認や第三者が在室しないことの確認が重要となるが、委員の所属している団体では、ウェブ上での本人確認等ではどのような工夫をされているか。

委　員：　先ほどの模擬ウェブ口頭弁論では、本人確認のためにマイナンバーカードを提示させていたが、画面上で提示されているだけなので、果たしてそれが原本なのかという点は、性善説よりも性悪説で考えるべき部分なのではないかと感じた。

行政の立場から見ると、あくまでも行政サービスでウェブを活用する場合は、サービスを受ける対象者が本人であり、さらに本人が、第三者がいても別にいいと同意しているからこそ成り立つものである。一方、裁判手続については当事者が必ずしも裁判で争うことに納得しているとは限らないので、訴訟代理人を立てていない当事者が、無断でインターネットに配信してしまう危険性を考えると、訴訟代理人を立てているときにしかウェブでの参加はできないというくらいが、一般市民からは自然だと思うし、

行政で同じことをするとしたら、そのくらいの条件で考えるだろうというのが率直な意見である。

委　員：　大学では、例えば試験であれば、学生証と顔写真を出させて本人確認をしている。他方、レポート提出等ではデジタルを活用しているが、本当に本人が書いてるかどうかは分からない。何百人もの学生に対し講義をする場合はデジタルのほうが集計しやすく非常に便利ではあるものの、本人確認は不明確になってくるというのが大前提だと思う。

委員長：　フェーズ３になると、弁護士等はインターネットを利用した申立てが義務付けられる一方、当事者本人はインターネット利用の義務付けはないものの、可能な限りインターネット申立ての利用が促されるところである。特に高齢の方など、デジタルを苦手とする方へのデジタルツールの習熟や利用促進の方策について意見はあるか。

委　員：　以前参加した裁判では、法廷に出席しても、準備書面や書類を提出したら、次回期日の調整をして終わりというもので、地方から参加した当事者としての立場からすると、これだけ手間暇と根性をかけてきたのに、こういうものなのかと思った記憶がある。そのことを考えると、デジタル化の流れというのは、もっと早く進めるべきだったと思う。訴訟記録へのアクセスについて利便性が向上するのは、地方に住む者にとって大変助かることだなと思った。そのため、高齢者も含め、デジタルに抵抗感や拒否感を抱いている方は一定数いるところではあるが、全体的にはプラスに働くことが大きいと思っている。

委　員：　社会福祉の支援をしている立場からすると、高齢者の方や障害を持った方など、裁判所まで行くことが難しい利用者にとっては、デジタル化はとても大きなメリットがあると思う。なお、社会福祉関係者が支援者の立場で法廷などに立つときは、身分証明書の提示などが必要になるのか。

委員長：　私の経験では、民事裁判で、高齢の当事者に福祉関係の方が付き添って

いただいた際、付き添いの方は傍聴席にいていただいて、必要な時に援助をしていただいたという経験はある。

委　員：　私がもし法廷に出なきゃいけないという場合は、出廷する方を選ぶと思う。先ほどの模擬ウェブ口頭弁論を見て、こんなに簡単に終わるのであれば、デジタル化により裁判の質の向上になるだろうと思った。

委員長：　家事分野や刑事手続のデジタル化についての意見はあるか。

委　員：　家事調停に関して言うと、管轄の問題があり、遠くの家庭裁判所に調停を申し立てなければならない場合、これまで電話会議を利用することもあったが、ウェブ会議が使えるようになって、出頭する当事者及び代理人それぞれの負担が軽減できるというのがメリットであると思う。また、調査官の調査のデジタル化については、実際に調査対象者の場所に赴き、調査をすることで得られる情報量の差はあると思うが、一方で移動に時間が掛かり、調査官のスケジュールが多忙であるというように聞いているので、この点においてデジタル化はメリットではないかと思う。

刑事手続のデジタル化については、令状申請を電子でやり取りすることによって、裁判所だけでなく、逮捕状を要求する捜査機関にとってもメリットがあるのではないかと思う。令状以外の刑事訴訟手続についても、裁判所だけではなくて、検察庁や警察との都合もあるかとは思うが、デジタル化が進んで行くことが望ましいと思っている。例えば、帯広で保釈の請求を行い、却下の判断が夕方に出て、そこから保釈の判断を争うことになると、これから書記官が記録を持って釧路まで行かなければならないことになるという実情を聞いているが、保釈してもらえるなら早い方がいいということで、ためらいつつも手続を採ったことがある。デジタル化によりこのような裁判所職員の負担を軽減することもできるようになるのではないかと思う。刑事事件に関してはなかなかデジタル化が進んでいないため、裁判所からも順次、デジタル化の取組を進めていただければありがた

いと思っている。

委　員：　刑事手続のデジタル化法案が通って、施行まで時間がないというところで、法務省や検察庁では準備を急いでいるところである。その準備等については、失敗は許されないというところが非常に大きく、負担になっているものの、つつがなく施行できるように進めていきたいと思っている。先ほど話があったとおり、手続面で大きいのは令状請求が非常に迅速にできるというところである。特に北海道においては、地域が広く、裁判所と警察署間との行き来というのは非常に時間がかかるので、そこが電子化によって極めて迅速にできるというのを非常に期待しているところである。刑事手続のデジタル化についても国民に御理解いただけるように検察庁においても広報していきたいと考えているところである。